

発行所

石岡市役所

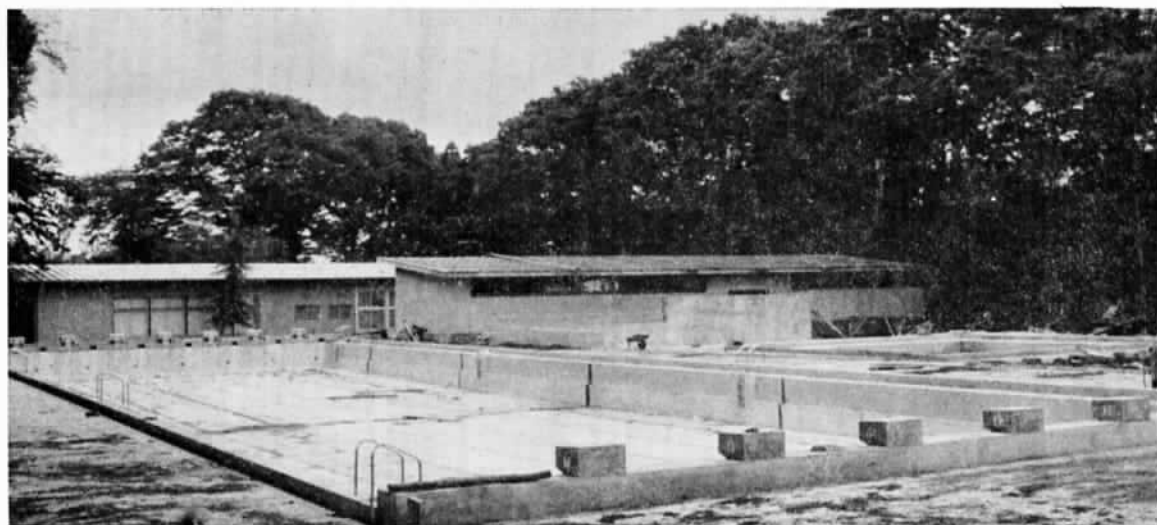
石岡市大字石岡408番地
電話(代表)(3)1111番
郵便番号315

発行人 大和田 健三郎
編集 総務部



1970年
7月号
第184号

毎月1回 15日発行
昭和45年7月15日発行
昭和44年6月9日
第3種郵便物認可
(定価1部5円)



(写真は市民プール全景)

市民プール完成

一般開放は22日から

先にお知らせしましたように、市では、上池公園内に市民プールの建設を急いでいましたが、このほど完成し、7月21日にプール開きを行ない、22日から一般の方に開放することになっています。

この市民プールは、事業費2,441万円をかけてつくられたもので、おとな用プール(巾15メートル、長さ50メートル、7コース)と子ども用プール(10メートル四方)それに幼児用プール(扇形)の三つあり、更衣室、シャワー設備など完備しています。ことしの夏は、川などでのあふない水遊びをやめて、この市民プールで家族そろって大いに泳いで身体を鍛えてください。

なお、このプールは、国民年金特別融資によってつくられたものです。

市民プール使用料

1 一般使用の場合(1時間帯)			
区 分	使 用 料		
一 般	1人につき	50 円	
高・中学生	〃	30 円	
小 学 生	〃	20 円	
幼 児	〃	10 円	
備 考	1 一般とは満18才以上の者をいう 2 幼児は保護者同伴とする 3 1時間帯とは、9時～12時、13時～16時、17時～19時とする		
2 専用使用の場合			
種別	第1時間帯 9時～12時	第2時間帯 13時～16時	第3時間帯 17時～19時
50m プール	5,000円	10,000円	8,000円
10m プール	1,000円	2,000円	1,000円
幼児用	1,000円	1,000円	1,000円
備 考	使用時間が2区分以上に達するとき、その合算額を徴収する		

商業診断を実施

市と商工会議所では、県の商工労働部と協力し、石岡の商業診断を実施することになりました。

この商業診断は、七月二十日から九月中旬まで行なう予定で、市の商業活動の実態について調査して、その調査結果にもとづいて、商店街の近代化などの発展策を講じていくこととするもので、次のような調査を行ないます。

① 中心商店街の商店の経営内

容を個々に調査
② 市内の主要な事業所に勤務している三十才未満の独身の方々を対象に消費の動向調査
③ 市内の主要な場所での通行量の調査
その他、商店街の整備状況などいろいろな角度から調査を行ないますので、市民の皆さんのご協力をお願いいたします。



市議会第二回定例会

一般会計 二千五百万円を追加
補正予算

大和田市長は、昭和四十五年度第二回定例会を六月二十五日に招集し、四十五年度一般会計補正予算案など議案十七件（人事案件一件、報告一件を含む）を上程しました。これに対して市議会では、二十五日から二十九日まで、の会期を決定し慎重に審議を重ねた結果、全議案とも原案どおり可決しました。可決された主な議案の内容は次のとおりです。

四十五年度一般会計の
補正予算

こんどの一般会計の補正予算額は、歳入歳出ともに二千五百万円、四十五年度予算総額は十億五千九百十万円となりました。

補正された予算で主なものは、歳入で財政調整入金として千七百七十五万円、国庫支出金六百九十三万七千円、市債四百二十万円などです。

歳出では、土木費千六百二十五万円、総務費二百四十二万一千円、教育費百七十七万二千円、民生費百十六万九千円などです。

この歳出予算がどんな事業に使われるか主なものをみてみますと、土木費では、特定交通安全事業の歩道設置費として百九十七万五千円、若松（行里川）線の建物移転及び営業補償費として六百万円、下水路建設工事費として千二百

万円。総務費では、職員退職手当組合特別負担金として二百二十二万円、教育費では、市民プール監視人賃金として四十一万円、プール備品購入費として四十万円、民生費では、精神薄弱者援護措置費として五十四万六千円などとなっています。

四十五年度特別会計の
補正予算

こんど補正されたのは、有線放送電話事業特別会計に六十万円、農業共済事業特別会計に四十二万円で、予算総額は、有線放送電話事業特別会計が六百十七万一千円、農業共済事業特別会計が二千四百四十二万円となりました。

市税条例の一部改正に
ついて（専決処分）

これは地方税法の一部改正にともなう市条例の一部改正で①住民税の所得控除額など

の引上げ②固定資産税などの負担調整措置などをきめたものです。（改正内容については、市報五月号に掲載）

国民健康保険条例の
一部改正について

これは保険給付費などの支出増による財源の確保をはかるためと地方税法などの一部改正にともなう改正で、課税額の引上げと低所得者に対する税の減額を行なったものです。

改正の主な内容は次のとおりです。

① 保険税額は所得割額、固定資産税割額、均等割額、平等割額との合算額にそるものですが、こんどの改正でこの均等割額と平等割額を次のように改めました。

▲均等割額―被保険者一人につき七百元が九百円に

▲平等割額―一世帯について千四百円が千七百円に

② 低所得者に対する課税額から減額することになっている額を次のように改めました。

▲前年所得が十三万円（市民税基礎控除額）をこえない

一世帯に対し、被保険者一人につき三百円が四百二十

円に、一世帯について六百六十円が八百四十円に

▲前年所得が十三万円に一人につき六万五千円（改正前

五万円）を加えた額をこえない一世帯に対し、被保険者

一人について二百円が二百八十円に、一世帯について

四百四十円が五百六十円にそれぞれ改正されました。

人権擁護委員に海老沢氏と服部氏を推薦

こんどの議会で、四月十五日付で任期切れとなっていた人権擁護委員の海老沢雄雄氏（仲の内）と服部農夫雄氏（石川）の両氏を再度推薦しました。

市有財産の処分について

これは、営農研修センターができたことによって必要のなくなった青年研修キャンプ施設を、市の石岡・高浜・三村・関川農協と田余村の田余玉川農協に売却したもので、価格は土地、建物ともで百六十七万八千円です。

石岡小学校

学園めぐり

② この学校は歴史の古い学校で、創立されてからこととして九十七年になり、三年

後には百年、記念事業などもちらほら話にでてきているようです。現在の生徒数は千二百六十名で、学級数は二つの特殊学級を含めて三十四学級です。

今年度は、生徒減によって学級数が一学級減りました。市の中心校でこんな現象がおきるといのは変に思われますが、これは一般的な現象でもあります。

山口正雄校長は、「児童の能力開発」ということをよく口にしています。ひとりひとりの児童の持っている能力を引出すために、全職員協力して努力したいと

います。この方針のもとに、「シート学習」という近代的な設備をしたり、オーバーヘッドプロジェクターという機械やその他の児童が耳から聞いて勉強できるもの、眼で見て学習できるものを進んでとりいれています。

それにこしては、社会科学の研究、国語の研究を行なっています。とくに国語は、三年間継続して研究し、ことがその完結の年にあたります。

県の学力テストなどを見ると、国語の平均点が非常によいそうです。児童の学力をつけるためにはやはり先生が研究をしていく必要があるようです。

校舎建築も進んでいます。今年度は、すばらしい体育館兼講堂をできることになっていきます。

だんだんと整備され、府中城跡に新しい容姿をもって教育の殿堂が築かれつつあります。

（写真はシート学習で勉強する児童）



七月十五日、八月二十日

事故のもと

交通安全
母の会

土橋通りで交通量の調査

以外に多かった車の量

一日に車が何台くらい通るかを調査した。

市の交通安全母の会では、六月六日、土橋通りで午前七時から午後七時までの十二時間にわたって交通量の調査を行ないました。

この調査によると、調査時間内に通った車の量は、なんと二千四百台にも達し、およそ二十秒間に一台の割合で車が通っていることがわかりました。

これを車種別にみても、最も多かったのが乗用車で千四百十四台、次いでバイクの六百二十三台、貨物車の三百六十二台、大型車の六台の順となっています。

また、時間帯別にみると、夕方の六時から七時の間が最も多く二百四十七台、登校時間にも当る朝の八時から九時の間もわりあい多く二百九台となっています。

があるにもかかわらず、車道を歩く方が多かった。とくに「おとなの方に多いのが目だった」と話していました。

交通ルールは、おとなの方が率先して守っていきたいものです。



(写真は交通量の調査をする母の会の方たち)

保険料は七月から四百五十円に

年金額も大巾にアップ

国民年金法が大巾に改善されました。

とくに来年の四月から支給

される。③その他活動がしやすくなる。④その他活動がしやすくなる。⑤その他活動がしやすくなる。

(事業計画)
(1)協議会の機構拡充整備、
(2)全戸加入方式による会員募集
(3)関係機関、団体との連携強化
(4)広報活動の充実強化
(5)老人いこいの家利用普及

(法人化)

(事業計画)
(1)協議会の機構拡充整備、
(2)全戸加入方式による会員募集
(3)関係機関、団体との連携強化
(4)広報活動の充実強化
(5)老人いこいの家利用普及

(法人化)

(事業計画)
(1)協議会の機構拡充整備、
(2)全戸加入方式による会員募集
(3)関係機関、団体との連携強化
(4)広報活動の充実強化
(5)老人いこいの家利用普及

(法人化)

(事業計画)
(1)協議会の機構拡充整備、
(2)全戸加入方式による会員募集
(3)関係機関、団体との連携強化
(4)広報活動の充実強化
(5)老人いこいの家利用普及

(法人化)

市民会館催し物

市民会館自主公演の8月から9月にかけての催し物が次のようになります。

8月—26日、27日 午前10時、午後2時
映画教室 料金 おとな 200円、こども 100円

9月
歌謡曲大会(いしだあゆみショー)—15日
1日3回公演(午前11時、午後2時、午後5時)
入場料—前売A席 800円、B席 600円、当日A席 1,000円、B席 800円

※午前の部 市内商店会連合会の招待会です
文案(重要無形文化財、人形浄瑠璃)—27日
1日3回公演(午後1時、午後3時、午後5時30分)—ただし午後1時と3時の2回は学生向き
入場料—学生(250円均一)、一般A席 700円、B席 400円

狂言 学生の部 壺坂観雲脱記、伊達娘恋辞
鹿子ほか
一般の部 仮名手本忠臣蔵

吉永行、井坂正一、小貫敬雄、小泉正夫、江崎孝蔵、大塚繁、井坂靖、西田和男、飯塚榮、三輪康二、田上岩利、石平周助、高野修、幕内利雄

(敬称略)
吉永行、井坂正一、小貫敬雄、小泉正夫、江崎孝蔵、大塚繁、井坂靖、西田和男、飯塚榮、三輪康二、田上岩利、石平周助、高野修、幕内利雄

市青少年センターでは、青少年の非行化を防止するため、青少年相談員の方々にお願ひして、市街地々域や市郊外地域をパトロールしています。

市民の皆様も青少年の非行化防止のため、このパトロールにご協力ください。

なお、相談員は次の方々です。
園部公一、島田美代子、後藤太一、柏村一朗、仲田光子、小松崎裕、岡野一、高橋光政、柏村通、杉田芳、松本操、藤崎清治、中村綾子、今宮忠、七谷肇、高橋弘一郎、青黒忠雄、小松崎いく代、塚原治雄、飯村久子、幕内君江、狩谷佳安、白崎勝雄、岩瀬とみ、助川益三、桜井彦一、富永春海、藤田良一、辻久二郎、浜田吉平、鈴木義彦、山崎辰雄、高橋友之助、武居保子、糸川圭吾、友常二郎

青少年非行化防止に活躍の

青少年相談員

